

各 位

漁業復興のあり方についての提議

2011年6月30日

日本科学者会議

日本科学者会議は、2011年3月11日発生の東日本大震災と福島原発事故について、その原因の解明と共に復興のあり方について国民の皆様へ提議していくことが科学者としての責務と考えます。その第1として漁業復興について提議します。関係者をはじめ、国民の皆様より評価をお寄せいただければ幸いです。

いま私達は、あらためて日本の漁業問題に本格的に取り組まなければならない状況に直面しています。それは財界の意図を背景にして、今回の東日本大震災に直面した漁業関係者に対して、宮城県知事が「水産業復興特区」構想をつきつけているからです。被害の復旧には巨大な経費がかかる、民間の資金を呼び込むことが必要、そのためには、漁協が一括管理している養殖業の漁業権を民間の資本にも開放するというものです。県漁協（組合員10,600人）は14,000人の署名を集め、知事との2回の会見に臨み、「特区」構想の撤回を求めましたが、政府の復興構想会議のメンバーでもある知事は、政府の復興構想会議でも提唱しているこの案の撤回には応じず「漁協の方で、民間参入を促すスキームをしめしていただけたら、特区を行使しないこともありうる」と報道陣に述べて会見を閉じました。

< 財界が標的とする漁業権の意義と役割 >

知事は言います 「企業側は、海は国民のもので、漁協のものではないと言っている。」 たしかにその通りです。問題はそれにつづく発言です。「漁協がお金をだして買ったものではないはずだと思うのは当然だ」「民間にも同じく漁業権を与えてはどうか」という発想です。ここには、漁業権とは単に魚を捕獲するだけの権利という誤解、さらには、漁業権のもつ長い歴史、今日的意義、役割を排除しようという意図がはっきりと示されています。「海は国民のもの」まさにその通りです。しかし、ここで二つの見解に分かれます。

一つは、財界のもので、財界のシンクタンクの一つである日本経済調査協議会の水産業改革高木委員会（座長 高木勇樹元農水省事務次官）は2007年3月に、第1回の提言を出していますが、そこでは、日本漁業の弱体化の原因を漁業内部に求め、日本漁業発展のために、漁業権の開放を求めました。今回の提言では、緊急対策・抜本対策と並んで、放射能汚染にもふれています。その部分は、提言全体のわずか10%に満たないものであり、正確、迅速な情報公開、研究体制の確立を唱えているだけです。もとより、抜本対

策といって重視していることの大意は、漁業権の開放であり、加えて小漁港の整理、統合をはっきりと唱えているのです。そして、これがそのまま宮城県や政府の「水産特区」構想に盛り込まれているのです。

他方は、海は国民のもの、それを体現しているのが実は漁業権であるという見解です。漁業権は、法制上は物権として、一定の水面における排他的漁業権を定めているものです。しかし、「森は海の恋人」運動に表現されていますように、漁業権は財界が捉える単なる漁獲権ではないのです。それはコモンズ（私有化されておらず地域社会の共通基盤となっている自然資源や自然環境）を法制化した日本独特の権利で、関係者の間では世界的にも注目されている権利なのです。この漁業権が海の資源、環境保全という国民の要求を体現している、いいかえれば、海に対する国民のもの（権利）を漁業者が国民から付託されて行使しているとも解釈できるものなのです。この考えに立てば、単に漁獲する権利を広く開放するという理論は適用不可能なものなのです。

< 漁業権の開放とその帰結 >

高度経済成長の過程において、コンビナート建設、港湾開発、原発設置等々で、当事者間の話し合い（多くの場合、実態は一方的圧力といえます）で関連水域の漁業権は放棄され、漁協は補償金を受け取りました。その結果、水域での海水環境は悪化の一途を辿りました。そしてその締めくくりともいべきものが、今回の福島原発事故における低濃度放射性溶液の無断での海洋放出です。この影響は、当初の予想を超えて大きな問題を引き起こしています。一方で、瀬戸内海の山口県祝島では、漁業権を盾に、24年間対岸の中国電力の原発計画を阻んできました。漁業権の保持にはそれだけの力があるのです。漁業権を安易に開放することは、単に当該漁協の問題にはとどまらない負の波及効果を持っているのです。

< 漁業権の歴史の概略 >

漁業権は江戸時代にまで遡ります。江戸時代1742年に幕府は「寛保御定」（かんぼうおさだめ）を発令して「磯漁は地元の総有、沖は入会」という基本原則をうちたてました。明治時代に入って1875年に突如として太政官布告「海面は公有、漁業者は新たに申告」を出し、浜は各地で大混乱を起こし、翌年この布告は撤廃されました。さしずめ今回の「水産特区」構想は、これにつぐ2度目の無謀な構想と言えましようか。その後1893年に漁業法案が帝国議会に提出され、9年の年月を経て1902年に施行されました。この旧漁業法は、いくつかの欠点がありましたが、公有水面の漁業を（1）定置漁業権（2）区画漁業権（3）専用漁業権（共同漁業権）に整理しました。これは、従来慣行を国家権力によって統一的に実施しようとしたものです。

現在の漁業法は、3年もの年月をかけ、1950年に成立したもので、戦後民主主義の流れの中、漁民の立場に立って、漁村旧慣習を一掃したもので（そのために、当時の水産庁の年間予算16億円の10倍以上の資金を用いた）、日本国憲法と同様に、戦後民主化の一つの到達点なのです。しかもその基本は、旧来からのコモンズの法制化なのです。

< 小漁港の役割は不可欠 >

「特区」構想では、142ある小漁港は27の県営漁港への集約となっていますが、水産業改革高木委員会では、小漁港・小集落の集約と明記しています。小漁港の船舶は、集約港に係留し、漁業者はそこに通勤するというものです（サラリーマン化です）。しかし、それでは集落が消滅してしまいます。小漁港の存在は、決して小さいものではないのです。時期に応じて養殖、漁獲と種々の作業を年間を通じて続け、浜を効率よく利用しています。組合員30人の小漁港でも、例えば、穴子漁では、県内一の水揚げを誇り、最盛期に700人の雇用を生み出しています。活魚出荷、干物製造、加工があり、それに関係業者が加わります。まさに、小漁港集落は小経済圏を形成しているのです。これを集約する必然性は基本的にありません。“人の営みのあるところに美しい景観あり”です。とくに美しい日本の沿岸景観は観光資源としても不可欠です。これを集約するとは一体何を考えているのでしょうか。貴重な観光資源を失うことにもなるのですから、さらにいえば、“生活の質”を課題とする上でも重要な存在です。また、小漁港の水揚げ後の作業に占める女性労働の役割は、日本漁港の特徴であり、これが地元で多くの季節雇用を生み出すものとなっております。何よりも、小漁港の早急な復旧が望まれるのです。

< 自然エネルギー開発と漁業権 >

これからは、自然エネルギー開発が不可欠の課題です。太陽光発電とならんで、風力、波力発電は現在考えられる有力な分野です。しかし、現在陸上の風力発電は、騒音、低周波空気、振動等の困難をかかえています。風力発電の洋上開発が早急課題となるでしょう。その場合、浅い地先が多くないという日本の海岸線の特性を考慮すべきです（なお、自然エネルギーについては後日別に提議いたします）。これは漁業権にも共通した問題であり、自然エネルギーの本格展開の上では、沿岸漁業と競合しない海面利用技術の開発が不可欠と考えられます。日本の技術開発力が試みされる時でもありますし、漁業権との競合はなんとしても避けなければならない課題です。

< 「水産特区」提言の危険性 >

これまで述べてきたことを、少し大局的な視点から再度まとめておきます。

(1) 漁業権システムは、地域漁業共同体と地先漁業生態系（養殖を含む）が一体となった里海（コモンズ）であり、環境保全機能を持っています。そのためには一体管理が必要で、営利企業の参入は、乱獲と不採算による撤退によって、この一体管理が崩れる危険性を抱えており、環境が分断、破壊されるおそれがあります。漁業権を漁業者の既得権とみなすのは誤りです。漁業権は漁業者の生存権の基盤をなすものであると同時に環境保全の基盤なのです。

(2) 漁業権開放は、新自由主義的な小泉構造改革路線そのものであり、すべての価値を市場評価にゆだねる思想に基づいています。しかし、海の生物資源は地球環境であり、単なる商品ではないのです。日本の沿岸漁業が衰退したのは、漁民・漁協が生産主体だった

からではありません。衰退の真の原因は、安価な外国産水産物輸入政策にあります。

(3) 財界は、この大震災という時期を機会に、これまでに積み残してきた課題(例えば消費税)を一気に解決しようとしているようにみえます。「特区」に走る村井知事は、あたかもそのメッセンジャーボーイ的役割を担っているように思われます。

以上をもとに、これからの日本の漁業復興に関して、日本科学者会議は、以下のことを提議します。

- 一、 これ以上の放射性物質による海洋汚染は絶対に容認されない。
- 二、 政府はまず、被災地及び沿岸漁業の復旧を支援するべきである。被災漁業者と海こそ復興の力の重要な一翼であり、そのために次の施策をなすべきである。
 - すべての被災漁港を、総力をあげて機能回復すること
 - 当面の生業保証を行うこと
- 三、 政府は、漁業権の意義、役割について、国民の理解を深める努力をすべきである。漁業権(国民が漁業者に付託した権利という側面)の認識を広め、その性格の国際的有用性を確立すること
 - 水産業復興を広い研究分野の結集で論議し、早期に一定の具体策を出すこと
- 四、 政府は、今回の原子力災害を機に、今後これ以上海の汚染を広げないことを政策の根本に据え、そのことを内外に発信すべきである。
 - 自然エネルギー分野開発を沿岸漁業との共存を可能とする方向で行うこと
 - これ以上日本の沿岸環境を悪化させないとの宣言を世界に向けて発信すること

【ご連絡先】

日本科学者会議(にほんかがくしゃかいぎ)

〒113-0034 東京都文京区湯島1-9-15 茶州ビル9階

電話 03-3812-1472 ファックス 03-3813-2363

Eメール mail@jsa.gr.jp